

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課
LPガス・パブリックコメント担当 様

日本生活協同組合連合会
専務理事 和田 寿昭

**「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案」等の制定に関する意見**

1. 今回の省令等の一部改正及び「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(案)」の内容を支持します。消費者の立場から、この内容が後退することがないように、強く要望します。

家庭用 LP ガスにおける料金透明化、取引適正化などをめぐって、様々な問題が指摘されてきた中、日生協連をはじめ、これまで消費者団体から強く要望してきた国による LP ガス小売営業における指針(ガイドライン)が提案されたことは、画期的なことです。また、その内容についても、この間、消費者の立場から要望してきた項目を多く盛り込んでおり、高く評価できるものです。

とりわけ、標準的な料金メニュー等の公表、液石法第 14 条に定める書面を交付するときの説明、料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知などを「必要である」と表現したことは、きわめて重要であり、この表現が後退しないことを強く要望します。

2. 今回の指針(ガイドライン)について、家庭用 LP ガス販売事業者を対象に、定期的に指針の遵守状況を調査することを要望します。

家庭用 LP ガスの料金透明化、取引適正化を図っていくためには、国が制定した指針が実際に守られているかどうかを定期的に調査していく必要があります。そうした意味で、このたび資源エネルギー庁が、全国の LP ガス販売事業者(約 2 万社)を対象に、標準的料金公表の状況や今後の予定などを含むアンケート調査「平成 28 年度石油製品需給適正化調査・石油ガス地域販売業実態調査」を実施するとしたことは、高く評価されます。調査結果を可能な限り具体的に公表するとともに、引き続き、定期的に指針の遵守状況を調査することを要望します。

3. 指針の遵守状況で不十分な結果が出た場合には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)の改正を含め、より強い措置をとることを要望します。

家庭用 LP ガスの料金透明化、取引適正化にあたっては、全国 LP ガス協会が「LP ガス販売指針」を出していたにも関わらず、情報公開や取引適正化が進まず、原油安の状況時にも小売価格が下がらないといった下方硬直性、消費者が販売事業者を変更するにあたり、消費者トラブルになる事例が絶えないなど、様々な問題が続いていました。

指針の内容が遵守されず、これらの問題が解消されなければ、より強い措置が必要と考えます。指針の中にも「取り組むべき事項は、今後の液化石油ガスの取引の実態や一般消費者等との取引を巡るトラブルの発生状況を踏まえつつ、適時適切に見直しを行っていく」と明記されていますが、指針の見直しでは限界がある事態も想定されます。そうした際には、液石法の改正を含めたより強い措置をとることを要望します。

以上

平成 28 年 10 月 18 日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

日本生活協同組合連合会 専務理事 和田 寿昭
(総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会委員)

家庭用 LP ガスの料金透明化等に関わる要望書

家庭用 LP ガスの料金透明化等に関わり、総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会の消費者代表委員として、要望を申し上げます。

本年 4 月に家庭用電気小売が自由化され、来年 4 月には家庭用都市ガス小売も自由化されることにより、家庭用エネルギーのすべてが自由化される中、あらためて、もともと自由市場・自由料金だった家庭用 LP ガス小売のあり方が問われています。このため、本年春に「資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会」の下に「液化石油ガス流通ワーキンググループ」が設置され、報告書がとりまとめられました。そこでは、「LP ガスが消費者から選択されるためには、LP ガスの小売価格の透明性の確保・向上を早急に進める」ことが必要であるなど、家庭用 LP ガス小売事業のあり方に関わって、多くの提言が述べられています。

消費者団体では、この報告書を踏まえて、この間、様々な調査を実施してきました。

日本生協連では、「わが家の電気・ガス料金しらべ」を「5 月分」に引き続き、「8 月分」について実施し、その結果を報告書にまとめました。(別冊資料)

また、日本の主要な消費者団体で構成されている全国消費者団体連絡会(全国消団連)は、9 月 30 日に「LP ガス販売における情報開示に関するアンケート調査結果報告」をまとめて発表しました。(ホームページ URL: <http://www.shodanren.gr.jp/Annai/518.htm>) さらに、日本生協連では、全国消団連の調査結果をもとに、未回答の LP ガス事業者のホームページも独自に調査して、ホームページにおける LP ガス料金の情報開示状況を整理しました。

これらの調査から明らかになったことは、主に以下の 3 点です。

①日本生協連の調査では、LP ガス料金(8 月)は、都市ガスの料金よりも月平均で約 1,160 円ほど高く、都市ガス会社から 3 大都市ガス会社(東京ガス、大阪ガス、東邦ガス)を除いた比較でも、LP ガスの方が 799 円高くなっています。LP ガスの料金は、家庭によって大きくバラツキがあります。また、LP ガスの料金の中でも、集合住宅の方が戸建の方より、月平均で 1,215 円も高くなっています。

この現状を放置したまま、都市ガスを自由化した場合、LP ガスの競争力はより一層衰える可能性があると同時に、逆に経過措置料金規制が課されない都市ガス事業者が、高い LP

ガス料金まで値上げすることが危惧されます。とりわけ、現実的に選択の自由のない集合住宅にお住まいの方は、きわめて不利な立場におかれており、不当に高いガス料金を払わなければならない事態が広がる可能性があります。

②全国消団連の調査では、回答した 45 都道府県の LP ガス協会のすべてが、全国 LP ガス協会が策定した「LP ガス販売指針」について、何らかの方法で「周知活動をしている」と回答しています。ところが、加盟事業者の遵守状況については、1 つの協会以外は、「確認していない」あるいは「無回答」でした。

③LP ガス販売の大手 100 事業者に対する「家庭用 LP ガスの標準的な料金メニュー（料金表）のホームページでの公表状況」では、約 40 事業者程度が情報開示をはじめたものの、LP ガス販売事業者が全国に約 2 万事業者あることを踏まえると、きわめて少ないのが現状です。政府がしっかりと指針（ガイドライン）を示した上で、全国 2 万社を視野において、実態を定期的に調査し、進捗状況を確認していくことが必要です。

これらの調査結果を踏まえて、あらためて、消費者の立場から、以下の 3 点を要望いたします。

1. 「液化石油ガス流通ワーキンググループ」報告書の内容に沿った「家庭用 LP ガスの小売営業に関する指針（ガイドライン）」を、早急にまとめて、公表すること。できれば「都市ガスの小売営業に関する指針」と同時期に、おそくとも平成 28 年度内には、公表すること。

一般の消費者にとって、家庭用の都市ガスと LP ガスの用途はほぼ同じであり、「家庭用ガス」として認識されています。このため、現在検討をしている「都市ガスの小売営業に関する指針」と同時期に「家庭用 LP ガスの小売営業に関する指針（ガイドライン）」が公表されることが、もっともわかりやすく、また、ガス間の競争の公平性の観点からも望ましいと考えます。「液化石油ガス流通ワーキンググループ」報告書の内容に沿った「家庭用 LP ガスの小売営業に関する指針（ガイドライン）」を、「都市ガスの小売営業に関する指針」と同時期にまとめて、公表することを要望いたします。検討に時間を要して、間に合わない場合でも、平成 28 年度内には取りまとめ、公表するようお願いいたします。

2. 政府の指針（ガイドライン）をまとめた後に、すべての家庭用 LP ガス販売事業者を対象に、定期的に指針の遵守状況を調査すること。

全国消団連の調査では、全国 LP ガス協会策定の「LP ガス販売指針」について、LP ガスの都道府県協会が、1 協会を除いて、指針の項目の遵守状況を確認しておらず、家庭用 LP ガス販売事業者が「LP ガス販売指針」で示された項目が遵守されているかどうかといった現状を、まったく把握できていない現状が明らかになりました。

政府の指針においては、このようなことにならないように、定期的に LP ガス販売事業者の状況を調査し、PDCA サイクルをまわしていくことが大切と考えます。指針が「絵に描いた餅」にならないようにするために、事業者に対する定期的な調査の実施を要望いたします。

3. 全国規模の電気・ガス（都市ガス・LPガス）・灯油の料金に関する消費者モニター調査制度をつくり、毎月の家庭用エネルギー料金の動向を把握・分析し、公表すること。

家庭用エネルギーは、公共性の高い生活必需品です。これまで、政府は消費者（需要家）利益をひとつの大きな目的として、電気・都市ガスの全面的に自由化を進めてきましたが、そうである以上、家庭用エネルギーの料金動向全体を正確に把握・分析し、監視していくことが政府の責任と考えます。今後の各エネルギーシステムの見直しを検討していく際にも、消費者段階での情報は必要です。政府として全国規模の消費者モニター調査制度をつくり、監視と今後の制度改善に活かしていくことを要望いたします。

（別冊資料）

「わが家の電気・ガス料金しらべ（8月分）」報告書

以上

**液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針
(案)**

平成29年●月●日

資源エネルギー庁

資源・燃料部

1. 目的

平成28年4月に電力の小売事業が自由化され、平成29年4月には都市ガスの小売事業が自由化される予定であり、一般消費者等は各事業者が供給するエネルギーの価格やサービス等を比較考量し、自らが使用するエネルギーや供給を受ける事業者を自由に選択することとなり、エネルギー間の垣根を越えた競争が行われることとなる。

液化石油ガスは、全国総世帯の約4割で使用されるなど、国民生活を支える重要なエネルギーであり、また、災害時においては被災地を支える「最後の砦」となるエネルギーとして重要な役割を担っているが、一般消費者等からは小売価格の不透明性や取引方法に対する問題点が指摘されている。

家庭等で使用される全てのエネルギーが自由化される中、液化石油ガスが今後とも一般消費者等から選択されるエネルギーとなり、国民生活を支えるエネルギーの一翼を担うためには、液化石油ガス販売事業者が液石法等の関係法令を遵守することはもちろん、一般消費者等からの問題点の指摘に真摯に対応していくことが必要である。

このため、資源エネルギー庁では、平成28年2月に総合資源エネルギー調査会の下に「液化石油ガス流通ワーキンググループ」を設置し、液化石油ガス料金の透明化等に向けた検討を行い、同年5月に報告書がとりまとめられた。

本指針は、上記報告書を踏まえ、液化石油ガスが今後とも一般消費者等から選択されるエネルギーとなるため、液石法等の関係法令の遵守に加えて、液化石油ガス販売事業者が取り組むべき事項をまとめたものであり、これによって、一般消費者等の保護の充実を図り、一般消費者等が安心して液化石油ガスの供給を受けられる環境を整備するとともに、液化石油ガス販売事業の健全な発展に資することを目的とするものである。

なお、取り組むべき事項は、今後の液化石油ガスの取引の実態や一般消費者等との取引を巡るトラブルの発生状況等を踏まえつつ、適時適切に見直しを行っていくこととする。

2. 用語の定義

- ・液石法：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- ・液石法施行規則：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
- ・液化石油ガス販売事業者：液石法第3条の登録を受けた事業者
- ・一般消費者等：液石法第2条第2項に定める者
- ・液化石油ガス：液石法第2条第1項に定める液化石油ガス

3. 液化石油ガス販売事業者が取り組むべき事項

(1) 標準的な料金メニュー等の公表

液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等が料金水準の適切性を判断しやすくなるよう、自社の標準的な料金メニュー（例えば、液化石油ガスの一定使用量ごとに発生する料金や使用量に係わらず発生する基本的な料金等）及び一般消費者等による平均的な使用量に応じた月額料金例（以下「標準的な料金メニュー等」という。）を公表する必要がある。

標準的な料金メニュー等の公表は、不特定多数の一般消費者等が自由に閲覧できる

よう、自社のホームページを有する者は当該ホームページに、それ以外の者は店頭の見えやすい場所に掲示するなどの方法により行う必要がある。

なお、既存の料金体系が多数あることで標準的な料金メニューの公表を行うことができない液化石油ガス販売事業者は、料金体系を集約化するまでの間、一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を選択する際の参考となるよう、平均的な使用量に応じた月額料金例等を公表することでもよいこととするが、この場合、当該事業者は既存の料金体系の集約に努め、早急（原則1年以内）に標準的な料金メニュー等を公表する必要がある。

また、実際には適用されていない料金メニューを、標準的な料金メニュー等として公表した場合には、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）で禁じている不当表示となるおそれがあることに留意が必要である。

(2) 液石法第14条に定める書面を交付するときの説明

液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等が液化石油ガスの供給を受けることで負担することとなる費用を巡るトラブルを未然に防止するため、一般消費者等に対して液石法第14条に定める書面を交付するときに、当該書面に記載されている事項のうち次の事項について説明を行うことが必要である。

なお、一般消費者等からの求めにより、液石法第14条に定める書面を交付するときに説明を行うことができない場合には、当該書面を交付した後に説明を行うことは許容される。

また、液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等との間で説明を受けたかどうかを巡ってトラブルになることを防止するため、液化石油ガス販売事業者から説明を受けた旨を、一般消費者等による署名等が付された書面により確認することが必要である。

<説明事項>

- ① 液石法施行規則第13条第5号に定める事項
- ② 液石法施行規則第13条第6号に定める事項
- ③ 液石法施行規則第13条第7号に定める事項
- ④ 液石法施行規則第13条第8号に定める事項
- ⑤ 液石法施行規則第13条第9号に定める事項

(3) 料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知

液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と締結した液化石油ガス販売契約に基づく液化石油ガスの販売価格を変更する場合には、原則として当該販売価格を変更する1か月前に、一般消費者等に対して、検針票又は請求書等に変更後の販売価格及び変更する理由を記載して通知するか、検針票又は請求書等に変更後の販売価格及び変更する理由を記載した書面を添付して通知する必要がある。

なお、一般消費者等に対し変更後の販売価格及び変更の理由を通知する際には、変更前の販売価格と変更後の販売価格が比較できるようにした上で、変更後の販売価格の文字を変更前の販売価格の文字よりも大きくするか、変更後の販売価格の文字の色

を変更前の文字の色と異なる色にするなどして、一般消費者等が変更後の販売価格を容易に判別できるよう記載する必要がある。

(4) 苦情及び問合せへの適切かつ迅速な処理

液化石油ガス販売事業者は、集合住宅入居予定者を含め、一般消費者等から寄せられる液化石油ガスの料金その他の取引に係る苦情及び問合せに対して、適切かつ迅速に処理する必要がある。このため、液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等から寄せられた苦情等の記録簿（苦情等の受付日、内容及び処理状況等を記録したもの）を作成し処理状況を管理する必要があるとともに、苦情等を適切かつ迅速に処理できるよう、例えば苦情等の受付窓口を設けるなど、必要な体制を整備することが望ましい。

平成 29 年 1 月 5 日

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課
LP ガス・パブリックコメント担当 様

日本生活協同組合連合会
専務理事 和田 寿昭

**「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案」等の制定に関する意見**

1. 今回の省令等の一部改正及び「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（案）」の内容を支持します。消費者の立場から、この内容が後退することがないように、強く要望します。

家庭用 LP ガスにおける料金透明化、取引適正化などをめぐって、様々な問題が指摘されてきた中、日本生協連をはじめ、これまで消費者団体から強く要望してきた国による LP ガス小売営業における指針（ガイドライン）が提案されたことは、画期的なことです。また、その内容についても、この間、消費者の立場から要望してきた項目を多く盛り込んでおり、高く評価できるものです。

とりわけ、標準的な料金メニュー等の公表、液石法第 14 条に定める書面を交付するときの説明、料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知などを「必要である」と表現したことは、きわめて重要であり、この表現が後退しないことを強く要望します。

2. 今回の指針（ガイドライン）について、家庭用 LP ガス販売事業者を対象に、定期的に指針の遵守状況を調査することを要望します。

家庭用 LP ガスの料金透明化、取引適正化を図っていくためには、国が制定した指針が実際に守られているかどうかを定期的に調査していく必要があります。そうした意味で、このたび資源エネルギー庁が、全国の LP ガス販売事業者（約 2 万社）を対象に、標準的料金公表の状況や今後の予定などを含むアンケート調査「平成 28 年度石油製品需給適正化調査・石油ガス地域販売業実態調査」を実施するとしたことは、高く評価されます。調査結果を可能な限り具体的に公表するとともに、引き続き、定期的に指針の遵守状況を調査することを要望します。

3. 指針の遵守状況で不十分な結果が出た場合には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）の改正を含め、より強い措置をとることを要望します。

家庭用 LP ガスの料金透明化、取引適正化にあたっては、全国 LP ガス協会が「LP ガス販売指針」を出していたにも関わらず、情報公開や取引適正化が進まず、原油安の状況時にも小売価格が下がらないといった下方硬直性、消費者が販売事業者を変更するにあたり、消費者トラブルになる事例が絶えないなど、様々な問題が続いていました。

指針の内容が遵守されず、これらの問題が解消されなければ、より強い措置が必要と考えます。指針の中にも「取り組むべき事項は、今後の液化石油ガスの取引の実態や一般消費者等との取引を巡るトラブルの発生状況を踏まえつつ、適時適切に見直しを行っていく」と明記されていますが、指針の見直しでは限界がある事態も想定されます。そうした際には、液石法の改正を含めたより強い措置をとることを要望します。

以上